

ソシュール理論における 恣意性の制限について

田 口 紀 子

1. 恣意性 — arbitraire

Saussure の言語記号理論の基本原理は周知の通り

1. linéarité 線状性
2. arbitraire 恣意性

の2つである。特に恣意性の原理は、langueを、それ自体は全く否定的な価値しか持たない signesの systèmeであるとする、いわゆる langue-systèmeのモデルをたてるためには必要不可欠なものであった。これまでこの言語記号の恣意性に対して多くの反論が出されてきたが、そのつど、言語記号は本質的に恣意的であることが確認される結果となり、近ごろは、あれほど物議をかもした言語記号の恣意性も、もはや公理として認められるに至ったかのようである。

しかし、実は Saussure 自身が、その自ら提示した恣意性の原理に制限を加えている所が何箇所かある。その中で最も詳しく論じている所は第3講義の第2部第5章“L'arbitraire absolu et l'arbitraire relatif dans la langue”であり、Saussureの死後に編纂された Cours de linguistique générale では第2部第6章 §3 “L'arbitraire absolu et l'arbitraire relatif” の主な資料となっている部分である。そこで Saussure は、

vingt / dix-neuf
ormeau / poirier
hache / couperet

などの例をあげながら、前者が radicalement arbitraire であるのに対して後者は relativement motivé であるとしている。そして、次のような解説を加えている。

“Tout ce qui fait d'une langue un système ou un organisme grammatical demande (...) d'être abordé sous ce point de vue (...) à savoir comme une limitation de l'arbitraire par rapport à l'idée.” (2108, D202, SM III 121)

これだけはっきり Saussure 自身によって記号の恣意性に制限が加えられているにもかかわらず、恣意性を論じた多くの文章の中で、この部分に関して十分な検討を加えたものはないと言って良い。しかし、はたして langue-système モデルの二大原則の1つに、こう簡単に制限を加えて良いものかどうか、また、もし制限が必要ならば、上記の dix-neuf, poirier, couperet, などの他に多くの motivation を持った動詞活用形、合成語、接辞を持った語 (ex. in-décor-able) などは、ことごとく langue-système の termes としての資格を失わねばならないのか、といった疑問は、それから必然的に生じてくる。そしてそれらの疑問は看過されてはならないものである。

疑問に答える過程でこの恣意性の制限の問題をほり下げていくことによって、実は Saussure の langue-système モデルが、モデルとして立てられた時にどうしても切り落さねばならなかった langue のもう1つの性質に光をあて、さらには Saussure が langue-système 理論の中で取り扱おうとして、どうしてもうまくゆかなかった syntagme と phrase の問題、mot と unité の問題、entité abstraite の問題を解決することができるのである。

2. 有縁性 — motivation

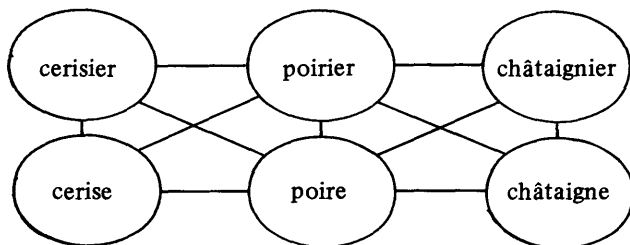
まず、有縁性とはどういうことなのか、《poirier》という語を例にとって見てみよう。Saussure の言語記号の恣意性の内容は、整理すると次の2つの要素に分けられる。

1. 1つの signe の signifiant と signifié の結びつき方が恣意的である。
2. その signe の signifiant, signifié の音的実質、意味的実質からの切りとられ方がそれぞれ恣意的であり、言語外現実はその基盤をおいていない。

さて《poirier》という言語記号を見ると、第1の signifié と signifiant の結びつき方は、恣意的であると認めなければならない。なぜなら、《poirier》という signifié を表わすために [pwarje] という tranche de sonorité を用いなければならないという必然性はないからであり、《poirier》の signifié をどういう音の連続で表わそうと、原理的にはかまわないはずだからである。

それでは signifié と signifiant の切りとられ方はどうであろう。ここには確かに motivation を認めねばなるまい。例えば《ormeau》という単語と比べるとその理由は明らかである。signifié はその実である《poire》から制限をうけて、いわば「～の木」という切りとられ方をしているし、その signifiant の方も《poire》

の派生語という形をとっている。そして《poire》の存在によって生じているかに見えるこの有縁性は、実は同じグループに属する他の signes すべてとの関係から喚起されていることがわかるのである。



すなわち、かたわらに「実 + -ier → 木」という規則に従っている signes があるために、《poirier》もその同じ規則で生成された signe として motivation を持ち、従って《ormeau》にはない valeur positive を持つに至るのである。また同様に、motivation を持つ in-décor-able, désir-eux, dix-neuf, couperet, aimais などの動詞活用形、合成語、接辞を持った単語もいわゆる文法規則あるいは語生成規則にのっとっていることから、その motivation が付加されていると考えられる。

ここで、有縁性の問題は、「文法体系」の存在から生じていることがわかった。すなわち、Saussure の langue-système モデルは、それ自体は négative な valeur しかなかったため、従ってその termes は、自身の中に何ら positive な valeur を持たないために“radicalement arbitraire”でなければならなかった。それに対して、système grammatical は逆に有縁性のもとに成立している positif な体系なのである。

すると、全く相反した原理の上に成立しているこの2つの système は、お互いどのような関係にあるのだろうか。

《poirier》をもう一度とりあげてみよう。これが signifié と signifiant との結びつき方という第1の観点では恣意的であることはすでに見た。第2の signifié と signifiant のそれぞれの切りとられ方は、《poire》、《châtaigne》、《châtaignier》など他の単語との関係から、確かに有縁的である。しかし、ここでもし《poirier》のまわりに《poire》や先にあげたような“groupe associatif”がなかったとしたら、意味的実質から《poirier》という signifié を切り取って来たり、音的実質から [pwarje] という音の連続を切り取って来たりする必然性は何もないはずである。従って、《poirier》という signe 1 つだけを考えれば、そこには langue-système

の基本原理である恣意性はいささかもそなわれずに存在し、それに何の制限をつける必要もないのである。

それにもかかわらず ≪poirier≫ がやはり有縁性を持っているのは、それが *langue-système* という否定的構造の *terme* であると同時に、*système grammatical* という有縁的な構造の網の目にもとらえられているからである。従ってこの2つの *système* は重ね合わされていると考えねばならない。

そこで重要になるのは、Saussure が “*système*” という術語を用いる時、上の2つの *système* のうちのどちらを指しているのかを見きわめることである。ここでもう一度、先に引用した Saussure の恣意性の制限についての説明を検討してみよう。

“*Tout ce qui fait d'une langue un système ou un organisme grammatical*¹⁾ demande (...) d'être abordé sous ce point de vue (...) à savoir comme une limitation de l'arbitraire par rapport à l'idée.” (強調筆者)

イタリックの部分に注目していただきたい。つまり Saussure はこの *système* を「文法構造」の意味で用いるのである。さらに同様の例をひくと、第3講義の終りにこういうくだりがある。ここは、原理としての恣意性の確認のあとで、その原理と、例の “*L'arbitraire absolu et l'arbitraire relatif dans la langue*” の章との関連をこたわっている部分である。

“(…) Nous avons considéré le mot comme terme <d'un système>, c'est-à-dire comme valeur. Or la solidarité des termes dans le système peut être conçue comme une limitation de l'arbitraire, soit solidarité syntagmatique, soit solidarité associative.” (2105, D282, SMIII155)
(強調筆者)

このイタリックをほどこした2つの *système* は、最初の方が *langue-système* の意味、後の方は *système grammatical* の意味であることは、今や我々には明らかである。

「*mot* は *système* の *terme* であるからには *arbitraire* でなければならない。しかし *système* の中の *terme* として *solidarité* を持つためにはその *arbitraire* に制限を加えねばならない」

というのは、一見、Saussure 一流の *antinomie* であるかのようなのだが、この2つの *système* は全く別の内容を持っているということさえはつきりわかっているならば、この説明は、*antinomie* でも何でもなくなるのである。

さて、ここで問題となるのは、Saussure 自身がこの2つの *système* が相反する原理に基づいていることを認識し、さらに ≪*système*≫ という用語をこの2つの意

味にはっきり使い分けているか、ということである。筆者はこの点については懐疑的である。その理由の1つは、Saussureほど用語に厳密だった学者が、同じ *systeme* という語で相反する構造を指しながら、それについてことわっている箇所がないこと、さらには、Saussureが明らかに同じレベルでこの相反する2つの *systeme* の原理——恣意性と有縁性——を整合させようとしていることがうかがえるからである。上で見たように、《*poirier*》という *mot* は、*langue-systeme* の *terme* であると同時に *systeme grammatical* の *terme* でもある所から、この2つの *systeme* は重なっている、すなわちレベルが異なっていると考えねばならない。従って文法体系の原理である *motivation* によって *langue-systeme* の恣意性の原理に制限が加えられなければならない理由は何もないのである。

すべての言語は、*economie* の原理から、*motivation* に基づいたそれぞれの文法体系を備えている。そしてその文法体系は間違いなく *langue* に属するものである以上、*langue* の問題を考えていくと、必ずどこかでこの文法体系の有縁性にぶつかるはずである。そしてその時に *langue-systeme* モデルは自らが切り落として来た文法体系という *langue* のもう1つの相の前で、その限界を露呈することが予想される。

Saussure の場合はどうだろうか。以下、Saussure が *langue-systeme* の理論の枠の中で最後までつめることができなかつた問題をいくつか検討し、そこでこの文法体系の有縁性が新たな解決の鍵にならないかどうか考えてみたい。

3. 検証

1) *entité abstraite*

以下は第3講義第2部第4章“*Les entités abstraites de la langue*”の内容である。ちなみにこの章は、我々が出発点とした“*L'arbitraire absolue et l'arbitraire relatif dans la langue*”の直前の章である。

まずSaussureは、*entités abstraites* を“*domaine, un des plus obscurs*”とことわったあとで、その実例をあげている。第1群は

1. ① *Hôtel Dieu, les quatre fiz Aymond* のように、本来“*de*”という *unité* で表わされるべき概念が語順 (*ordre*) によって示されているもの。
- ② *je dois / dois-je, désireux / *eux-désir* のように、順序の変化が意味の変化につながったり、あるいは非文を生んだりするもの。

これらの例によって Saussure は“*ordre*”を *entités abstraites* の1つと認める。第2群として

2. *domini, regis, regum*のように、それぞれの語尾は異なっているが、そこに同じ価値が意識され、その意識が同じ用法を支配しているもの。本文からこの箇所を引用すると、

“il y a ici (...) la conscience d'une certaine valeur, qui est la même et dicte un emploi identique” (強調筆者)

この第2群は明らかに *paradigmatique* な有縁性と、それを生み出す文法体系の存在を指示している。話者の「意識」の中にあり、かつ一連の語に「同じ用法を指令する」もの。これは文法規則に他ならない。さらに第1群の語順の問題でも、そこでは明らかに、語をどう配列するかという文法規則が問題になっているのである。

Saussureはさらに *unité abstraite*どころか *unité zéro*の例として “the man I have seen” をあげている。“man”と “I”の間に何か欠落しているという意識、つまり省略されている “that” を補う文法体系の意識が、話者にも聞き手の方にも存在している事がここでも鍵となっているのがわかる。

この章のまとめとして Saussure は “*abstrait*” という用語についてその意味を整理している。

- 1° *idée*をその *tranche auditive*から分離すると *abstrait*となり、それは心理学の問題となってしまう、もはや言語学の埒外である。
- 2° しかし *langue*の中には *abstrait*なものは何もないとも言える。なぜなら話者の意識の中にあるものはすべて具体的だからである。“*est concret tout ce qui est présent à la conscience du sujet parlant*” (強調筆者)しかし我々はこの意味で *concret*, *abstrait*という用語を用いたのではない。

重要な部分のテキストからの引用を挿入したが、その中でイタリックの “*conscience*” に注目していただきたい。ある意味では、話者の意識の中にある文法体系も 実在するのである。しかし Saussure もことわっているように、彼の *langue-système*モデルでは *langue*の自己完結性が金科玉条なので、*langue-système*の外、話者の意識内にあるものを *concret*と認めるわけにはいかないのである。Saussureの結論は、

- 3° *concret*: cas où l'idée a directement son appui dans une unité sonore
- abstrait*: ayant indirectement son appui par une opération des sujets parlants (2195, III C298)

すなわち、*syntagme*として分割可能なものを *concret*, 文法体系に基づくものを *abstrait*と定義している。しかし文法規則はその意味では *abstrait*であっても、

ある価値を *langue* に与えている事は Saussure が例証した通りであり、従ってやはり “*entité de la langue*” と認めないわけにはいかない。そこから “*entité abstraite*” という矛盾を含んだ言いまわしの必然性が生じるのである。

“*Les entités abstraites de la langue*” (強調筆者)

というタイトルからうかがえるように、それが話者の意識の中にあるにせよ、Saussure は文法規則を *langue* に属するものと考えていた。しかし文法規則が、*langue*-*système* モデルの理論的帰結である *entités concrètes* とは別の原理から生じている事に気がついて、わざわざ文法規則を説明するために *entité abstraite* というもう一つの章を設けたのである。ここにまず、Saussure が文法体系を *langue* の範疇に入れていた事、そして *langue*-*système* 理論とは不整合である事を感じていた事、しかしそれにもかかわらず、その不整合の原因については明言していない事が確認できると思う。

2) *unité ou entité*

これは第3講義があらかた済んだあとで加えられた、おもだった項目についての補足説明の中の1項である。この項の初めには “*Question des unités ou entités*” と小題がついていて、Saussure も「まず *unité* を仮に *mot* と定めよう」と説きおこしているが、話の中心は *phrase* と *syntagme* そして *langue* と *parole* の境界の問題へと移って行く。初めから順に論旨をたどっていこう。

まず Saussure は *mots* を関係づけるにあたって2つの方法をあげる。

1 *Coordination syntagmatique*

2 *Coordination associative*

前者の例として、*contre tous*, *magnanimus* など、後者の例としては «*enseignement*» を核としたいくつかの *groupe paradigmatic* をあげている。ここまでは過去の講義で何回となく指摘されてきた「連辞」と「範列」の2つの軸の確認である。新しい問題は、Saussure が *coordination syntagmatique* によってつながれた *mots* を “*syntagme*” と定義し、さらに “*syntagmes ont pour type principal la phrase*” (強調筆者) と論を進めた時に提示される。Saussure のこれまでの理論では *phrase* は *parole* に属している。しかし *syntagme* の構成原理は *langue* の原理であるからには、その “*type principal*” である *phrase* は、やはり *langue* に属さねばならないのではないか。

ここで Saussure は “*il y a quelque chose de délicat dans la frontière*”

des deux domaines”として、その境が曖昧である理由を2つあげている。

1. langueの中にはsyntagmeに属するものがある。

ex. mots-composés

syntagmeである“magnanimus”も animusと同様 langueに属す。

2. phrasesの中にもlangueに入るものがある。

ex. s'il vous plaîtなどのlocutions

つまり個人に結合の自由が与えられていないからである。

Saussureはここでこの問題を残したまま次に別の角度からlangueと paroleの問題を再考するが、やはり明確な境界線を引く事には失敗している。

そもそも syntagmeとは、signesの配列を規定する文法規則に裏づけられて出現するものである。contre tous, magnanimusはもちろん、合成語、locutionさらにphraseまで、すべて複数の unité が連なって構成されているものは、その意味で syntagmeである。そしてその文法規則がlangueに属している以上、syntagmeの構成原理はlangueである。

しかし、Saussureがphraseをlangueと認めるのをためらっているのは、その variété indéfinieのゆえであり、その生成が話者の判断にまかされているためである。

だが果してそうだろうか。すでに見た通り、syntagmeであるphraseはその構成原理をlangueによって定められているはずである。話者はあくまで文法規則に従って文を構成していかなければならない。にもかかわらずphraseが著しく多様であるのは、文構成にあたっての各々のgroupe paradigmaticqueからのtermeの選択と、その場合文法的に可能ないくつかの構成原理からどれを用いるかという選択が話者にまかされているからである。

この点に関して Saussure 自身もこう述べている。

“(…) Ainsi une série grammaticale est bien dans la langue, mais il reste à l'individu la combinaison, laissée au choix de chacun, pour exprimer sa pensée dans une phrase. Cette combinaison est dans la parole, non dans la langue. En somme, ce n'est que dans la syntaxe que se présente flottement entre ce qui est fixé par langue et ce qui est laissé à liberté individuelle. Il faut avouer <qu'ici, dans la syntaxe> parole et langue, fait social et fait individuel, exécution et association fixe arrivent à se mêler plus ou moins.” (2022, D184, SMIII113) (強調筆者)

注意していただきたいのはイタリックの部分である。この“combinaison”とは何を

指すのか。前半の文脈から、「文構成にあたって個人の裁量にまかされたもの」である事は確かである。Constantinのノートでは、この部分は次のようになっている。

“Cette combinaison appartient à la parole, car c’est une *exécution*.”

(強調筆者)

さらに、先に引用した Dégallier のノートの後半に *langue / parole, fait social / fait individuel*, と並んで *exécution / association fixe* とあるのを見ると、“*combinaison*”とは文法規則に従いながら話者が1つの文を構成する事を意味していると考えられる。

すなわち *phrase* においては、話者によって文法規則に許された範囲内で自由に選ばれた *mots* の連続の中に、*langue* としての文法体系が現在しているのがあって、我々は“*phrase*”という用語によって同時にこのレベルを異にする2つのものを指していたのである。これと同じ事は、Saussure が *langue* に属す事を初めから認めていた合成語についても言える。*contremarche* も *magnanimus* も、*unité* である *contre, marche, magnus, animus* の並べ方は文法で定められているわけだし、さらにそれぞれの *unité* の *groupe associatif* の成員の数は文法によって非常に制限されているのである。それでもそこに何らかの選択の自由が存在していたのは事実であり、そのかぎりにおいてこれらの合成語は *parole* に属していると言えるのである。

Burger はその論文²⁾の中で *langue* と *parole* の境界を次のように定めている。

langue / parole

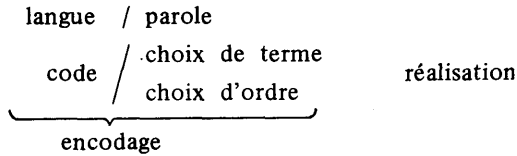
encodage de la phrase / sa réalisation par les organes vocaux

Burger は *langue* の中に有縁性に基づく *système grammatical* の存在をはっきり認め
てはいないが、話者の頭の中にある *langue* に次の2つの面

1. *système des valeurs*

2. *les règles d’emploi des catènes, servant à former les syntagmes*

を認め、文の生成原理をその後者に求めている。そしてこの規則に従って行われる“*encodage*”を *langue* に、その“*réalisation*”を *parole* に属すとして、そこに *langue* と *parole* の境界を定めている。文の *encodage* とその *réalisation* とのレベルが異なるのは事実であるが、筆者の考えでは、*langue* に属するのは Burger が指摘した2つの面、筆者の用語を用いれば、*langue-système* とそれに重ね合わされた形で存在する *système grammatical* だけである。ある状況で文法に許容された *ordres syntagmatiques* と *groupes de termes associatifs* の中から話者がどれを選ぶかという行為は、*parole* に帰せられるべきだと思われる。新しい図式は次のようになるだろう。



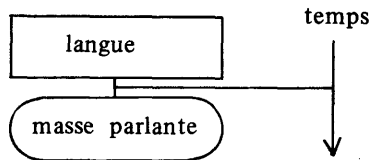
4. 結論

これまで言語記号の最小単位を指すにあたって“unité”を用いてきたが、実はこの概念は H. Frei が提唱し³⁾、その名称を“monème”と定めたものに他ならない。そして Saussure の langue–système モデルを支える恣意性の原理が文法の有縁性の影響を受けずにそのままの形で認められるのはこの monème においてだけである。Sollberger が正しく指摘している通り⁴⁾、言語記号は monème か syntagme かのどちらかであり、syntagme が問題になる時は必ずそこに、本来的恣意性に加えて文法体系の有縁性が介入して来る。

誤解のないように付け加えると、筆者は langue–système モデルの terme となるのは monème だけだと言っているのではない。動詞活用形から文に至るまで、これらの syntagme はすべて固有の signifié と signifiant を備えた signe linguistique であり、その意味で完全に langue–système の構成要素である。langue–système のモデルと système grammatical が重なっているのはまさにそのためである。

この小論で筆者は Saussure が自らたてた langue–système 理論の枠内では解決できなかったいくつかの問題を、langue のレベルにもう 1 つの文法体系の存在を認める事によって解決し、それによって langue–système の限界をそのつど明示してきたつもりである。

実際には Saussure も自らの langue–système 理論が 1 つのモデルにすぎない事を自覚していて、そのモデルを“réalité complète”とするために次のような図式が必要だと述べている⁵⁾。



masse parlante を langue の外に置き、langue の中から人間の理性の痕跡をぬぐい去ってしまった所に、このモデルの限界がある。理論モデルとしての langue–système

は独創的で実り多いものであったが、具体的な言語事象を解明するためには、そこに言語を行使する人間の合理性が常に働いている事を考慮しなければならない。たとえば、言語の *mutabilité* と *immutabilité* の矛盾、そして *analogie* のメカニズムは、Saussure が察知していた通り *masse parlante* と *temps* を捨象した *langue-système* によっては解明され得ないのである。

註

- 1) この“grammatical”という語は、Dégallierと Sechehayeのノートには見られるが、Constantinのノートには欠落している。
- 2) BURGER, A. (1969)
- 3) FREI, H. (1941) *Cahiers F. de S.* p. 51-53.
- 4) SOLLBERGER, E. (1953)
- 5) 1298, D224, SM III 129

参 考 文 献

- BURGER, A. (1961): “Significations et valeur du suffixe verbal français -e-”, *Cahiers F. de S.* 18
- (1962): “Essai d’analyse d’un système de valeur”, *Cahiers F. de S.* 19
- (1969): “Sur le rôle respectif des monèmes et syntagmes dans le fonctionnement de la langue”, *Cahiers F. de S.* 25
- BUYSSENS, E. (1961): “Origine de la linguistique synchronique de Saussure”, *Cahiers F. de S.* 18
- (1963): “L’unité linguistique complexe”, *Lingua* 12
- BALLY, C. (1940): “Sur la motivation des signes linguistiques”, *Bulletin de la Société de linguistique de Paris* 41
- ENGLER, R. (1962): “Théorie et critique d’un principe saussurien: L’arbitraire du signe”, *Cahiers F. de S.* 19

- (1966): “Remarques sur Saussure, son système et sa terminologie”, *Cahiers F. de S.* 22
- FREI, H. (1963): “Le signe de Saussure et le signe de Buysens”, *Lingua* 22
- GODEL, R. (1969): “Questions concernant le syntagme”, *Cahiers F. de S.* 25
- (1966): “De la théorie du signe aux termes du système”, *Cahiers F. de S.* 22
- (1969): *Les sources manuscrites du Cours de linguistique générale*
- KOERNER, E.F.K. (1972): *Contribution au débat post-saussurien sur le signe linguistique*
- MARTINET, A. (1957): “Arbitraire linguistique et double articulation”, *Cahiers F. de S.* 15
- (1960): *Eléments de linguistique générale*
- 丸山圭三郎 (1971): 「ソシュールにおける体系の概念と二つの《構造》」『理想』
- (1972): 「Signe linguistique の恣意性をめぐって」『フランス語学研究第6号』
- (1972): 「ソシュールにおけるパロールの概念 — 主体と構造の問題をめぐって」『現代思想』
- (1975): 「ソシュール研究ノート — シーニュの恣意性をめぐって」『現代思想』
- (1975): 「言語における《意味》と《価値》の概念をめぐって」『中央大学紀要』
- SAUSSURE, F. (1968): *Cours de linguistique générale, édition critique par R. Engler*
- SOLLBERGER, E. (1953): “Note sur l’unité linguistique”, *Cahiers F. de S.* 11